

30福保安第32号
平成30年4月17日

都内の病院開設者様

東京都福祉保健局医療政策部長
(公印省略)

**病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関における
病床の稼働について**

平素から都の医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、平成30年2月7日付医政地発0207第1号による厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」により、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟（以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関に対する都道府県の対応が示されたところです。

非稼働病棟を有する医療機関におかれましては、下記のとおり平成31年3月末までに非稼働病棟を解消していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 目的

配分されている既存病床が各医療機関において適切に稼働運営されること

2 対象の医療機関

平成29年3月31日以前より一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される非稼働病棟を有する病院

3 対象の医療機関が行うこと

平成31年3月31日までに次のいずれかの対応を行ってください。

- (1) 稼働していない病床を稼働して、病棟を再開する。
- (2) 非稼働病棟の「具体的対応方針」を東京都に提出する。

※ 「具体的な対応方針」とは、病床稼働までのスケジュール、医療従事者の確保に係る方針や資金調達計画など病棟再開に向けた具体的な計画のこと。

上記(1)、(2)の見通しが立っていない医療機関は、なるべく速やかに東京都までご連絡ください。現況を確認した上で、個別に助言・指導を行います。

また、病床を稼働する予定がない等の理由で病床を返還する場合も、東京都へご連絡ください。必要な手続をご案内します。

4 平成 31 年 3 月 31 日までに 3(1)、(2)を行わなかった場合

- (1) 地域医療構想調整会議に出席し、次の事項を説明してください。
 - ・病棟を稼働していない理由
 - ・当該病棟の今後の運用見通しに関する計画
- (2) 上記(1)の会議後、国通知「地域医療構想の進め方について」(別紙 2) のとおり対応を求める場合があります。

【資料】

- 別紙 1 「非稼働病棟を有する医療機関の対応の流れ」(イメージ図)
別紙 2 「地域医療構想の進め方について」(平成 30 年 2 月 7 日付医政地発 0207 第 1 号)
別紙 3 「都道府県知事の権限の行使の流れ」
(平成 30 年 1 月 22 日 第 12 回医療計画の見直し等に関する検討会資料より)

問い合わせ先

【地域医療構想調整会議に関するここと】

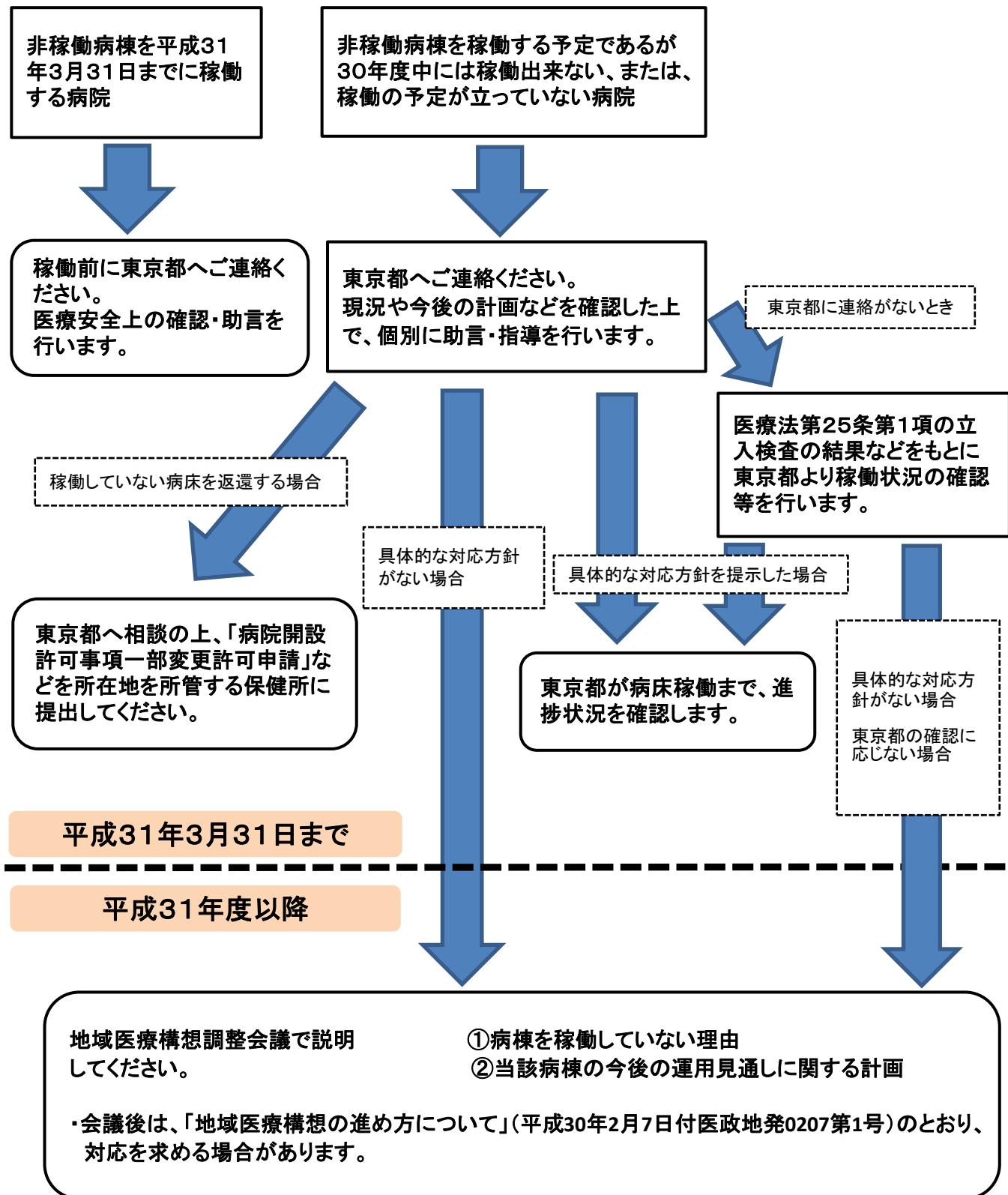
東京都福祉保健局医療政策部医療政策課 保健医療計画担当
電話 (03) 5320-4425 (ダイヤルイン)

【病床の取り扱いに関するここと】

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課 医務担当
電話 (03) 5320-4431 (ダイヤルイン)

非稼働病棟を有する医療機関の対応の流れ

※ 平成29年3月31日以前より稼働していない病棟を有する医療機関(病院)



【連絡先】

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課
医務担当 03-5320-4431